

生活排水に関するアンケート 調査票

那 珂 市

市内の環境を今後も維持していくために、将来の生活排水処理のありかたを検討する資料とするため、市民のみなさまのご自宅の台所・風呂等からの生活排水の現在の処理状況や、今後の生活排水処理のためのご負担に対する考え方を把握させていただくアンケートを実施いたします。

このアンケートには、個人を特定する情報に関するお尋ねはありませんので、実際の管理状況やお考えについて、現在の状況をそのままご回答くださいますようお願い申し上げます。

(記入にあたってご注意いただきたい点)

- ・ このアンケートは、平成29年度時点で公共下水道の整備時期が未定の地区にお住まいのかたを対象に実施しています。宛名の抽出にあたっては、住民基本台帳を使用し、該当する地区にお住いの世帯主のかたに郵送にてお届けしています(抽出後に引っ越しされたかた等にもお届けしている場合や、社宅等にお住いのかた等にお届けしていない場合がございますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます)。
- ・ 対象となったかたの名簿については、アンケート集計後速やかに処分し、アンケート送付以外の目的に使用することはありません。また、集計は回答者を特定しない方法により行い、個別の回答内容を他の目的に使用することはありません。
- ・ ご自宅の生活排水の処理状況をご回答ください(事業を営んでいるかたの場合であっても、ご自宅の状況をご回答ください)。
- ・ 複数の家屋をお持ちの場合など、生活排水の処理方法が家屋によって異なる場合には、使用する水量が一番多い家屋の状況をご回答ください。
- ・ ご回答は、封筒の宛名のかたではなく、代理のかたがご記入いただいても構いません。ただし、封筒の宛名のかたのご自宅の生活排水の処理の状況についてご記入くださいますようお願いいたします。

問1 現在のご自宅の状況についてお伺いします

- ① 現在のご自宅の郵便番号が、右欄と異なる場合には、郵便番号を記入してください。

〒 ■■■■-■■■■■

※ 現在のご自宅の郵便番号が上記ではない場合には、現在のご自宅の郵便番号をご記入ください

→ 〒 (—)

市では、将来的に市内のほとんどの区域の生活排水処理を下水道（公共下水道・農業集落排水）で行う方向で整備を順次行っており、可能な限り早期にお使いいただけるよう努めております。

しかし、市内のほとんどの区域に公共下水道を整備するには、現在までに設置した231kmの下水管のほかに、今後少なくとも150km以上の下水管を新たに整備する必要があると見込まれています。

平成28年度の公共下水道の例では、下水道に流される水の処理に要する経費は、お客様からの下水道使用料でほぼ賄うことができるものの、新たに約6.5kmの下水管を整備するために、国からの補助金と市債（借金）を主な財源として約7億5千万円の費用を要しており、下水道の整備には多大な費用と期間を必要としております。

・公共下水道の施工状況（このほかに農業集落排水があります）

整備済み 231km	整備中	整備時期未定
	少なくとも150km以上	

※現時点までの下水管の整備費 合計約383億円（昭和57年から開始）

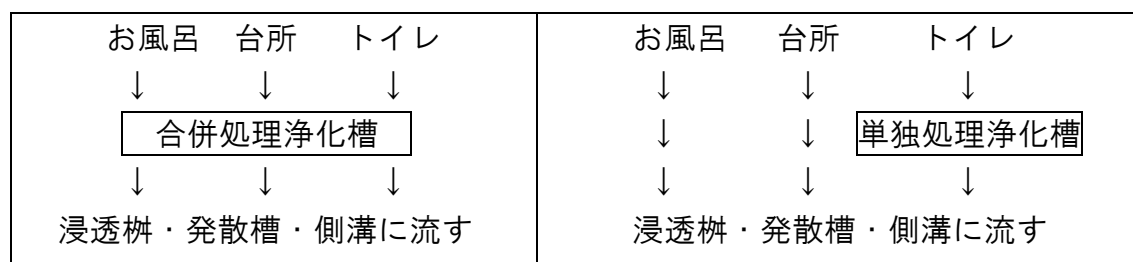
※整備済み・整備中の地区は、市ホームページでも公表しています

このため、下水道の整備時期が未定の地区にお住まいでも、水洗トイレのほか台所・風呂等からの水を、下水道処理場で処理したあとの水質程度並みにご自宅の敷地内で処理することができるよう、「合併処理浄化槽」の設置をおすすめしております。

平成5年度からは、下水道の整備時期が未定の地区にお住まいのかたを対象に、新設時のほか、水洗トイレからの水のみを処理する「単独処理浄化槽」や、「汲み取り槽」からの交換等の場合にも補助金をご活用いただくことができる制度を設け、お早めの変更をお願いしているところです。

しかし、これまでの補助金の交付状況から、下水道の整備時期が未定の地区内では、現在でも約半数のご家庭が単独処理浄化槽または汲み取り槽であると考えられます。従来の「汲み取り槽」や、水洗トイレの水のみを処理する「単独処理浄化槽」をお使いいただいた場合には、台所・風呂等からの水はそのままの状態で行ってしまうことになるため、市では、市内の環境を今後も維持していくために、将来の生活排水処理のありかたの検討をすすめております。

・合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違い



問1 現在のご自宅の状況についてお伺いします

- ② 現在のご自宅に実際に住んでいらっしゃるかたの人数を記入してください。

人

- ③ 現在のご自宅を建てられた時期はいつ頃ですか？
(○は1つ)

- 1 1～5年前(平成24年頃以降)
- 2 6～15年前(平成14年頃以降)
- 3 16～25年前(平成4年頃以降)
- 4 26～35年前(昭和57年頃以降)
- 5 36～45年前(昭和47年頃以降)
- 6 46～55年前(昭和37年頃以降)
- 7 56年以上前(昭和36年頃以前)
- 8 わからない

- ④ 今後のトイレ・風呂・台所などの水回りの改修や、ご自宅の建て替えのご予定は、いつ頃とお考えですか？
(○は1つ)

資金繰りなどの理由により、具体的な計画はなくても、ご家族やご自宅の状況を考えた場合、改修や建て替えの必要性があるとお感じかどうかをご回答ください。

アパートや借家など、建物を所有されているかたがご自身ではない場合には、「7」に○印をつけてください。

- 1 1～5年先(平成34年頃までには)
- 2 6～10年先(平成39年頃までには)
- 3 11～20年先(平成49年頃までには)
- 4 改修や建て替えはしたいが、時期はわからない
- 5 現在の自宅を今後も使いたい、改修や建て替えをする予定はない
- 6 現在の自宅を今後は使う予定がないため、改修や建て替えをする予定はない
- 7 現在の自宅は、自分が所有しているわけではないため、改修や建て替えをするかどうか、わからない

問2 現在のご自宅のトイレからの水の処理の方法をお伺いします。

- ① 現在のご自宅のトイレは水洗トイレになっていますか？
(○は1つ)

- 1 水洗トイレになっている
- 2 水洗トイレになっていない(汲み取り槽など)

- ② ①で「水洗トイレになっている」と回答されたかたにお伺いします。現在のご自宅で水洗トイレにしてから、どの程度の期間がたっていますか？
(○は1つ)

- 1 家を建てたときから
- 2 改修後1～5年程度(平成24年頃以降)
- 3 改修後6～15年程度(平成14年頃以降)
- 4 改修後16～25年程度(平成4年頃以降)
- 5 改修後26～35年程度(昭和57年頃以降)
- 6 それ以前
- 7 わからない

裏面に続きます

問3 現在のご自宅の台所・風呂からの水の処理の方法をお伺いします。

- ① 現在のご自宅の台所・風呂で使
した水は、最終的にどこに流して
いますか？
(○は1つ)
- 1 敷地内に浸透枥を設置して地中に浸透(ま
たは蒸発散槽を設置して大気中に蒸発散)
させている
 - 2 道路側溝に流している
 - 3 その他 ()
 - 4 わからない

- ② 現在のご自宅の台所・風
呂で使した水は、最終的
に流す前に、どのような処
理をしていますか？
(○は1つ)
- 1 合併処理浄化槽で処理している
 - 2 特に処理はしていない
 - 3 その他 ()
 - 4 わからない

- ③ ②で「合併処理浄化槽で処理
している」と回答されたかた
にお伺いします。
現在のご自宅で合併処理浄化
槽にしてから、どの程度の期
間がたっていますか？
(○は1つ)
- 1 家を建てたときから
 - 2 改修後 1～5年程度(平成24年頃以降)
 - 3 改修後 6～15年程度(平成14年頃以降)
 - 4 改修後16～25年程度(平成 4年頃以降)
 - 5 それ以前
 - 6 わからない

- ④ ②で「特に処理はしていない」と
回答されたかたにお伺いします。
現在のご自宅で合併処理浄化槽に
変更されていないのは、主にどの
ような理由ですか？
(○は3つまで)
- 1 合併処理浄化槽を知らなかったから
 - 2 生活排水の排水先に困っていなかったから
 - 3 生活排水程度では環境悪化の原因になる
とは思っていなかったから
 - 4 浄化槽を設置するための土地がなかったから
 - 5 浄化槽を設置するための設置費用がかかるから
 - 6 浄化槽の設置時に補助金があることを知
らなかったから
 - 7 浄化槽を使用するには点検や汚泥の引き
抜き等の作業を手配する必要があるから
 - 8 浄化槽を使用するには点検や汚泥の引き
抜きなど作業のための費用がかかるから
 - 9 下水道が整備された際に、すぐに下水道に
変更したいと考えているから
 - 10 現在の自宅を改修する際に、合併処理浄化
槽に変更したいと考えているから
 - 11 現在の自宅を建て替える際には、合併処
理浄化槽にしたいと考えているから
 - 12 その他 ()

問4 浄化槽の点検・清掃の状況についてお伺いします。

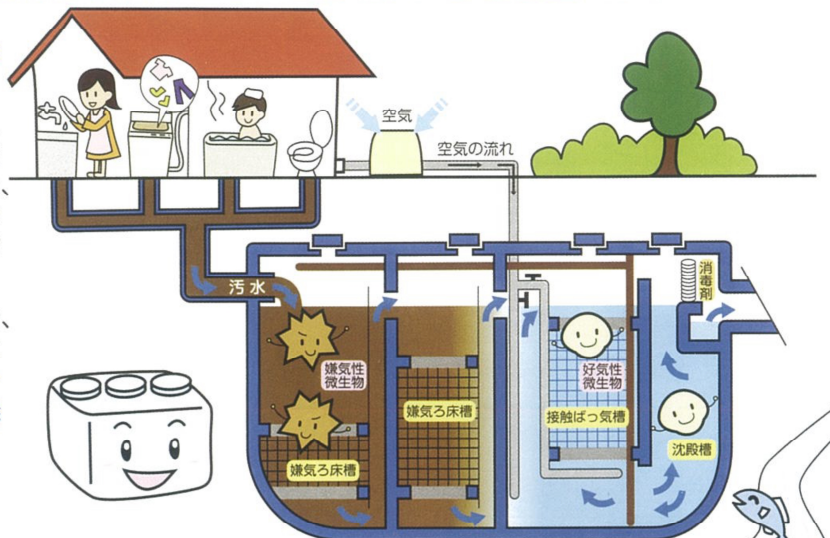
- ① 浄化槽は、どのように点検していますか？
(○は3つまで)
- 汲み取り槽のかたは、
「6」に○印をつけてください
- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 1 点検業者と契約し、年3～4回以上点検している | 2 県の法定検査(11条検査)を年1回受けている | 3 その他() |
| 4 点検はしていない | 5 わからない | 6 浄化槽は設置していない |
- ② 浄化槽は、どのように清掃(汚泥の引き抜き)をしていますか？
(○は3つまで)
- 汲み取り槽のかたは、
「6」に○印をつけてください
- | | | |
|------------------------|--------------------------|---------------|
| 1 点検業者が指示した時に清掃を依頼している | 2 自分の判断で1～2年おきに清掃を依頼している | 3 その他() |
| 4 清掃(汚泥の引き抜き)はしていない | 5 わからない | 6 浄化槽は設置していない |

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。

浄化槽は、そのままでは機能を発揮しません。

保守点検と清掃を定期的に行い、はじめてその機能が発揮されます。また、それらが適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認するために、**法定検査**が行われます。

浄化槽の管理者(戸建住宅の場合、通常住民の方が浄化槽管理者になります。)には、**保守点検・清掃・法定検査**が浄化槽法で義務付けられています。



茨城県生活環境部環境対策課「浄化槽のしおり」より抜粋

裏面に続きます

問5 単独処理浄化槽や汲み取り槽からの変更の支援策についてお伺いします。

- ① 市内の水環境を向上させるため、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への変更を希望されるかたが増えると思われる支援策について、今のお気持ちに近いものを選んでください。
(○は1つ)
- 1 現行の合併処理浄化槽の設置費用のほか、法定検査費用などの毎年必要となる維持管理費用の負担が軽減される制度としていくことが望ましい
(現時点での計画や予定はありませんが、各世帯の実質負担額が下水道にした場合の使用料程度になるものとしてお答えください)
 - 2 新たな資金面の支援よりも、合併処理浄化槽で処理した水を排出するための側溝や排水管を道路等に整備する取組みを進めていくことが望ましい
 - 3 補助制度の開始後すでに20年以上が経過していることを考えれば、新たに合併処理浄化槽への変更を希望されるかたは限られると思われることから、今後15～30年以上の時間がかかってでも、下水道の整備を継続し、浄化槽の設置に伴う点検や清掃(汚泥の引き抜き)等の作業が不要となるようにしていくことが望ましい。
 - 4 その他 ()

- ・ 合併処理浄化槽の耐用年数は少なく見積もった場合でも15年であることから、下水道が整備されるのがおよそ15～30年以上後となると見込まれる地区にお住いのかたを対象に、合併処理浄化槽の設置時の補助制度を仮に見直すこととした場合に、考えられる支援策についてお答えください。
- ・ これらの支援策は、単独処理浄化槽や汲み取り槽をお使いのかただけではなく、該当する地区にお住いの場合には、すでに合併処理浄化槽をご使用中のかたや、新たに設置されるかたも対象になるものとしてご回答ください。

問6 下水道が供用開始になった際のお考えについてお伺いします。

- ① 今後、お住まいの地区で下水道による生活排水の処理が可能になった場合、下水道に接続し処理方法を変更したいかどうか、今のお気持ちに近いものを選んでください。
(○は1つ)
- 1 下水道が供用開始になった後、数年以内に接続すると思う
(→②へ)
 - 2 下水道が供用開始しても、すぐには接続しないと思う
(→③へ)
 - 3 現在の自宅は、自分が所有しているわけではないため、下水道に接続するかどうか、わからない

現時点での計画はありませんが、仮に早くとも10～20年程度先になるものとしてお答えください。

公共下水道に変更する際に必要な主な費用(平成29年度時点の市街化調整区域の例)

- ・ 供用開始前年 受益者負担金の納付
(敷地面積に応じて1㎡あたり790円＝500㎡の場合395,000円)
※この例の市街化調整区域の自己用住宅等の場合、敷地面積のうち500㎡を超える部分や、宅地以外の土地は、負担金の徴収の猶予を申請することができます。
※最大5年(20回)に分割して納付することができます。
※すぐに公共下水道に変更しない場合にも受益者負担金がかかります。
- ・ 変更時 排水設備設置・水回り設備の改修費用、浄化槽の撤去費用
- ・ 変更後 下水道使用料
(井戸水を使わず上水道を月20㎡使用している場合、税込3,024円)
※上水道を使用している場合には、上水道料金とあわせてお支払いいただきます。

公共下水道に変更したあとに不用になる主な費用(平成29年度時点の例)

- ・ 浄化槽法定検査(11条検査)費用(5人槽の場合には4,500円(年1回))
- ・ 浄化槽保守点検費用(合併処理浄化槽(5人槽)の場合には年3回以上)
- ・ 浄化槽プロアー電気代
- ・ 清掃(汚泥引き抜き)・し尿汲み取り費用(年1～数回程度)

※那珂市の下水道は汚水と雨水を分別して処理する分流式であり、仮に下水道が整備された場合であっても、雨水を流すことはできません(宅内に雨水浸透枳を設置してお使いください)。

※下水道法において、公共下水道の供用開始後3年以内に水洗トイレとし、台所や浴室などからの水も直接下水道に流すことができるように排水設備の工事をするよう定められています。

※今後10年程度の整備は、すでに茨城県知事から事業認可を得た地区について順次行う予定です。

裏面に続きます

- ② ①で「下水道が供用開始になった後、数年以内に接続すると思う」と回答されたかたにお伺いします。
- 接続すると思われたのは、どのような理由からですか？
(○は3つまで)
- 1 生活排水の排水先に困っているから
 - 2 浄化槽を設置するための土地がないから
 - 3 浄化槽を設置するための費用を考えると最初から下水道にしたほうが改修費用が少なくなると考えたから
 - 4 浄化槽や汲み取り槽の点検・清掃費用に比べて、下水道使用料のほうが安いと考えたから
 - 5 浄化槽を使用するには定期的な点検や清掃（汚泥の引き抜き）が必要だから
 - 6 浄化槽が壊れた時のことを考えれば、すぐに接続したほうがよいと考えたから
 - 7 いずれ現在の自宅を建て替え・改修することになるだろうから
 - 8 法律で定められているから
 - 9 その他（ ）
-
- ③ ①で「下水道が供用開始しても、すぐには接続しないと思う」と回答されたかたにお伺いします。
- 接続しないと思われたのは、どのような理由からですか？
(○は3つまで)
- 1 生活排水の排水先に困っていないから
 - 2 生活排水程度では環境悪化の原因になるとは思っていないから
 - 3 浄化槽や汲み取り槽の点検・清掃費用に比べて、下水道使用料のほうが高いと考えたから
 - 4 下水道に接続する際の改修費用を考えると、浄化槽を設置するために支払った費用がもったいないと考えたから
 - 5 浄化槽が壊れた時に下水道に接続すればよいと考えたから
 - 6 現在の自宅を改修する予定はないから
 - 7 その他（ ）

質問は以上です。

大変お手数をおかけいたしますが、同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ、
■月■日（■）までに、郵便ポストにご投函ください。

ご協力ありがとうございました。

下水道や合併処理浄化槽のご案内は、市ホームページでご覧いただくことができます

<http://www.city.naka.lg.jp/> →くらし→上下水道→下水道

下水道事業の経営状況、整備済み・整備中の地区の位置図を公表しているほか、
合併処理浄化槽の補助金のご案内も掲載しています。あわせてご参照ください。